

(仮称) 瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例(案)の骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間：令和3年12月22日(水)から令和4年1月20日(木)まで
- (2) 提出状況：1件(電子メール)

意見及び市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>瑞穂市は総面積の35%近くが農地の田園地帯であり、対象となる工場の立地による自然環境への影響は極めて低いと考えます。</p> <p>また現行法で規制される緑地面積率20%は40年以上前に制定されたものであり、工場の敷地活用の効率性を重視する現代においては適正とは思えません。</p> <p>たとえ緩和後の緑地面積率5%(工業地域・工業専用地域又は用途地域の定めのない地域の場合)であっても、10,000㎡の敷地ならば必要な緑地は500㎡で、普通車約40台が駐車可能な広さとなり、工場敷地の緑地面積としても十分と考えます。</p> <p>ぜひとも本条例案が制定されることを望みます。</p>	<p>ご意見のように市内の農地などの緑地面積に比べ、工場の緑地と環境施設の面積は小さく、工場緑地等の減少による影響は軽微であると考えております。</p> <p>また、緑地面積等の緩和により、工場設備等の整備が進み、省エネ化された設備に切り替わることで環境性能の向上も期待されます。</p> <p>今回の緩和により、特定工場の皆様に対しては、工場用地の有効活用を図っていただくとともに、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるよう引き続きご協力をお願いしていきます。</p>